


第4次枚方市男女共同参画計画 アクションプログラム

令和8年度(2026年度)～令和17年度(2035年度)



令和8年(2026年)4月

 枚方市

目 次

I	アクションプログラムの概要	1
	1. アクションプログラムの位置づけ	1
	2. アクションプログラムの期間	1
	3. 進行管理	1
	4. 計画の体系	2
II	アクションプログラムの内容	3
	基本目標1 ジェンダー平等社会の実現に向けた基盤の整備	3
	基本方向(1)ジェンダー平等意識の形成に向けた教育・学習の推進	3
	基本方向(2)ジェンダー平等の推進に向けた意識醸成	5
	基本方向(3)性の多様性への理解促進	6
	基本目標2 だれもが安全・安心に暮らせるまちづくり	8
	基本方向(4)ジェンダー平等を阻害する暴力の根絶	8
	基本方向(5)様々な困難を抱える人への支援	11
	基本方向(6)すべての人の健康保持と増進への支援	14
	基本目標3 あらゆる分野におけるジェンダー平等の推進	16
	基本方向(7)政策及び方針決定過程におけるジェンダー平等の推進	16
	基本方向(8)仕事と家庭生活における男女の均等な機会及び待遇の確保	17
	基本方向(9)地域におけるジェンダー平等の推進	21
III	第4次枚方市男女共同参画計画指標	22
	基本目標1 ジェンダー平等社会の実現に向けた基盤の整備	22
	基本目標2 だれもが安全・安心に暮らせるまちづくり	23
	基本目標3 あらゆる分野におけるジェンダー平等の推進	24

I アクションプログラムの概要

1. アクションプログラムの位置づけ

すべての市民が、性別^{※1}にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき男女共同参画社会の実現に向けて、第4次枚方市男女共同参画計画を推進するため、具体的な取り組みをアクションプログラム(実施計画)として定め、計画的な展開を図ります。

アクションプログラムでは、計画の取り組み体系に基づき、3つの基本目標と9つの基本方向、23の具体的施策を定め、施策を推進します。

2. アクションプログラムの期間

第4次枚方市男女共同参画計画の計画期間と同じく、令和8年度(2026年度)から令和17年度(2035年度)の10年間とします。なお、アクションプログラムの進捗状況は毎年度評価し、必要に応じ見直しを行います。

3. 進行管理

男女共同参画の視点に立った施策を着実に展開するため、年度ごとに取り組み状況を集約、評価を行い、市長の附属機関である枚方市男女共同参画推進審議会にて確認を行うとともに、理事者(部長職以上)で構成する枚方市男女共同参画推進本部において、進行管理を行います。その結果については、ホームページ等で公表します。

^{※1}第4次枚方市男女共同参画計画で使用する「性別」は、多様な性を包含した意味で使用する。

4. 計画の体系

男女共同参画社会の実現に向けた本計画の基本理念

すべての市民に関わる課題
としてとらえること

一人ひとりが、自ら、さまざまな
選択ができること

あらゆる人権侵害を
許さないこと

仕事と生活の調和の
実現を図ること

基本目標	基本方向	具体的施策
基本目標1 ジェンダー平等社会の実現に向けた基盤の整備	(1) ジェンダー平等意識の形成に向けた教育・学習の推進	① 子どもの頃からのジェンダー平等観の形成に向けた教育の推進
		② 子どもに接する大人に向けた、ジェンダー平等観の意識醸成
		③ メディア・リテラシーの向上に向けた施策の推進
	(2) ジェンダー平等の推進に向けた意識醸成	④ ジェンダー平等の理解促進に向けた広報・啓発
		⑤ 男性に対するジェンダー平等意識の醸成に向けた啓発
		⑥ 市の情報発信における、ジェンダー平等の視点に立った表現の推進
	(3) 性の多様性への理解促進	⑦ 性の多様性の理解促進に向けた広報・啓発
		⑧ 当事者に寄り添った施策の推進
		⑨ DV等の暴力根絶に向けた意識啓発
基本目標2 だれもが安全・安心に暮らせるまちづくり	(4) ジェンダー平等を阻害する暴力の根絶	⑩ 若年者に対する性的暴力の予防に向けた教育・学習の推進
		⑪ 必要な支援につながるための相談体制の整備
		⑫ 被害者支援にかかる関係機関との連携強化
	(5) 様々な困難を抱える人への支援	⑬ 生活上の困難を抱える女性への支援
		⑭ 複合的な困難を抱える人への支援
	(6) すべての人の健康保持と増進への支援	⑮ ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり
		⑯ リプロダクティブ・ヘルス/ライツへの理解促進
基本目標3 あらゆる分野におけるジェンダー平等の推進	(7) 政策及び方針決定過程におけるジェンダー平等の推進	⑰ 市の審議会等における女性の参画拡大
		⑱ 市や教育機関等における女性の登用促進
	(8) 仕事と家庭生活における男女の均等な機会及び待遇の確保	⑲ 仕事と子育て・介護の両立支援の推進
		⑳ 職業生活における女性の活躍支援
		㉑ ワーク・ライフ・バランスの実現
	(9) 地域におけるジェンダー平等の推進	㉒ 地域活動におけるジェンダー平等の推進
		㉓ 地域防災におけるジェンダー平等視点の確保

DV
防止基本計画

女性
支援基本計画

女性
活躍推進計画

II アクションプログラムの内容

基本目標 I ジェンダー平等社会の実現に向けた基盤の整備

基本方向(1)ジェンダー平等意識の形成に向けた教育・学習の推進

ジェンダー平等の裾野を広げるためには、次代を担う子どもたちへの働きかけが最も重要であり、効果的であるといえます。ジェンダー平等意識の形成により、互いの違いを認め合い、将来にわたって豊かな人間関係を築き、自らの人生において、多様な選択を可能にする能力や、主体的に進路を選択する力を身につけることは、人生の可能性を広げることにほかなりません。子どもたちのジェンダー意識の形成には、家庭や保育及び教育現場など、子どもたちが日常的に過ごす場においての大人の意識が大きく影響を与えます。また、テレビや雑誌、インターネットなど、日常的に触れる情報から誤ったジェンダーの表現を学ぶことがあるため、主体的に情報を収集し、受け取った情報に対する判断力を養うとともに、適切に発信する、メディア・リテラシーの向上も必要となります。

施策の推進に向けて、子どもへの取り組みとともに、家庭、保育及び教育現場などで子どもたちに接する機会の多い大人の意識醸成に努めます。

(具体的施策)

- ① 子どもの頃からのジェンダー平等観の形成に向けた教育の推進
保育所(園)等、幼稚園、小学校、中学校などにおいて、人権尊重を基盤とするジェンダー平等観の形成に向けた保育、教育、学習を推進します。
- ② 子どもに接する大人に向けた、ジェンダー平等観の意識醸成
ジェンダー平等観の形成に向けた保育、教育、学習を推進するため、保育士や教職員に対する研修に取り組むとともに、家庭での取り組みを推進するため、保護者に対する意識醸成を図ります。
- ③ メディア・リテラシーの向上に向けた施策の推進
メディア・リテラシーの向上に向けて、市民を対象とした講座等を開催するとともに、学校教育での施策を推進します。

取組番号	取組名	取組内容	所管課
1	ジェンダー平等を推進するための保育	人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を図るため、保育所(園)等での保育活動を通じて、男女の役割についての固定的な考え方にとらわれず、子どもたち自身の個性を伸ばす保育を行う。また、保育を通じて性別に基づく固定的な役割分担意識を助長することのないよう、教材や玩具などを男女共同参画の視点から点検する。	公立保育幼稚園課 市立ひらかた子ども発達支援センター

取組番号	取組名	取組内容	所管課
2	ジェンダー平等を推進するための教育	市の人権教育基本方針に基づき、学校園で人権教育推進計画を策定し、人権尊重を基盤としたジェンダー平等観の形成を図る。また、男女の役割についての固定的な考え方にとらわれない職業選択ができるような職場体験学習、子どもの発達段階に応じた性教育など、子どもたちが自身が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む教育を推進する。また、教育を通じて性別に基づく固定的な役割分担意識を助長することのないよう、教材などを男女共同参画の視点から点検する。	支援教育課
3	ジェンダー平等の推進に向けた保育士に対する研修	人権尊重を基盤とした男女平等及びジェンダー平等への理解を深めるため、保育士に対する研修を行う。	私立保育幼稚園課 公立保育幼稚園課 市立ひらかた子ども発達支援センター
4	ジェンダー平等の推進に向けた教職員に対する研修	人権尊重を基盤としたジェンダー平等への理解を深めるため、教職員に対する研修を行う。また、人権教育リーフレットや人権学習のための資料集 DVD 等を配布・活用し、人権意識の向上を図る。	支援教育課 教育研修課
5	家庭教育支援事業	家庭は子どもの人格形成にとって大きな影響を及ぼすため、親のあり方・子育てに関する講座や、子育て中の親同士の交流を促進する事業の実施などを通して、家庭教育を支援する。	教育政策課
6	メディア・リテラシーの向上に関する啓発	啓発講座や学校教育を通じて、メディア・リテラシーの育成に努める。	人権政策課 支援教育課

基本方向(2)ジェンダー平等の推進に向けた意識醸成

ジェンダー平等の意識については、本市のアンケート調査によると、「政治の場」や「社会通念・慣習・しきたりなど」において、男性優遇派と考える人が男女ともに多数を占めており、引き続き男女がともに社会のさまざまな場面で平等であると感じられる社会づくりが必要です。

ジェンダー平等社会の実現に向けては、「女だから、男だから」と性別によって役割を固定して行動や選択を制限する意識や、性差に対する偏見の解消、人権尊重を基盤としたジェンダー平等観の形成などが引き続き課題となっています。特に固定的な性別役割分担意識は男性に根強く、社会から求められる「男らしさ」が男性を生きづらくさせている側面があります。ジェンダー平等がすべての人に関わる取り組みであることを広く周知するため、親しみやすく、わかりやすい啓発に努めます。

(具体的施策)

④ ジェンダー平等の理解促進に向けた広報・啓発

ジェンダー平等推進のための拠点施設である男女共生フロア・ウィルを中心に、広報・啓発活動を推進します。

⑤ 男性に対するジェンダー平等意識の醸成に向けた啓発

男性が固定的な性別役割分担意識を解消することが、自分自身の生きやすさにつながることを周知・啓発するための取り組みを実施します。

⑥ 市の情報発信における、ジェンダー平等の視点に立った表現の推進

広報や出版物などの市の情報発信において、ジェンダー平等の視点に立ったふさわしい表現を推進します。

取組番号	取組名	取組内容	所管課
7	男女共同参画啓発事業	性別に基づく固定的な役割分担意識や性差に関する偏見の解消、人権尊重を基盤としたジェンダー平等観の形成に関して、講演会や講座などを実施する。	人権政策課
8	男女共生フロアの機能充実及び周知	市の男女共同参画の拠点施設である男女共生フロア・ウィルの機能充実を図るとともに、広報、ホームページ、リーフレットなどを活用し、男女共生フロアの機能及び啓発・相談事業等についての周知を図る。	人権政策課
9	男性を対象としたジェンダーに関する啓発	男性を対象とした啓発講座を開催するなど、男性に対するジェンダー平等意識向上に向けての取り組みを推進する。	人権政策課
10	ジェンダー平等の視点に立った表現の推進	市の情報発信を、ジェンダー平等の視点から確認し、性別に基づく固定的な役割分担意識にとられない表現を推進する。	全課

基本方向(3) 性の多様性への理解促進

本市では、平成31年(2019年)3月に本市が性的マイノリティ(LGBTQ等)の方への支援に積極的に取り組むことを広く周知するため実施した「ひらかた・にじいろ宣言」にのっとり、性の多様性への理解促進に向けた取り組みを行っています。しかしながら、本市で取り組む性的マイノリティ当事者の方への支援策の認知度は低く、さらなる周知を図るとともに、当事者の方に向けた支援策の活用を図るための取り組みを進める必要があります。

誰にでも自身のSOGI※2があり、それは他人から認められるものでも、否定されるものでもありません。そのような多様な性のあり方への理解を促進し、性的マイノリティ当事者が自分らしく生きられる社会を作るために、市民に向けた啓発とともに、当事者の困難に寄り添った支援を推進します。

(具体的施策)

⑦ 性の多様性の理解促進に向けた広報・啓発

市民、事業所等を対象に、性の多様性への理解促進に向けた広報・啓発を行うとともに、市職員への研修等に取り組みます。

⑧ 当事者に寄り添った施策の推進

性的マイノリティ当事者の困りごとを解消するために、当事者に寄り添った相談や当事者同士の交流が図られる取り組みを行います。

取組番号	取組名	取組内容	所管課
11	市職員の理解促進及び当事者への適切な対応(性別記入欄の必要性の確認)	職員研修や「枚方市職員のための性の多様性への理解促進に向けたハンドブック」の活用により、性の多様性について理解促進を図るとともに、各職場において性的マイノリティ当事者への配慮として、性別記入欄の必要性の確認を行う。	全課
12	市民、事業所に向けた啓発	市民や事業者等を対象に、リーフレットの活用、講座の実施などを通して、性の多様性に関する理解を促進する。	人権政策課
13	業務委託における総合評価落札方式の入札を適用することによる、性の多様性への理解促進に向けた事業者への啓発	市が発注する業務委託の一部において、委託業務総合評価一般競争入札の落札者決定基準に、性的マイノリティ支援に関する取り組みなど性の多様性への理解促進につながる項目を設定して評価を行う。	契約検査課

※2SOGI：性的指向(Sexual Orientation)、性自認(Gender Identity)の頭文字をとって、SOGI(ソジ・ソギ)といいます。LGBT(レズビアン(Lesbian)、ゲイ(Gay)、バイセクシュアル(Bisexual)、トランスジェンダー(Transgender)の頭文字をとってできた言葉。これら4つのセクシュアリティに限らず一人ひとりの性は多様です。Questioning(クエスチョニング)や性的指向や性自認を持たない人もいることから、LGBTQ、LGBT+とも表現されます。)は「個人の性のあり方」を表す意味で使われていますが、SOGIはすべての人が持っている要素です。

取組番号	取組名	取組内容	所管課
14	LGBTQ+相談、コミュニティスペースの実施	相談事業や交流会の実施など、性的マイノリティ当事者の立場に立った支援策を推進する。	人権政策課
15	学校における性的マイノリティ支援に関する取り組み	性的マイノリティの児童・生徒が安心して学べる環境を整えるとともに、教職員の研修を行い、適切な支援体制を構築する。	支援教育課
16	医療機関における性的マイノリティ支援に関する取り組み	市立ひらかた病院において、受診や療養の際には、トイレや入院時の部屋の利用について柔軟な配慮を行う。また、医療機関に対して、当市で取り組んでいる性的マイノリティに関する支援等について、当市で作成したパンフレットを配布し周知する。	市立ひらかた病院 保健医療課
17	新庁舎整備事業	性的マイノリティ当事者に配慮したトイレ等の設備の導入など、誰もが利用しやすい新庁舎の整備を推進する。	市駅周辺まち活性化部

基本目標2 だれもが安全・安心に暮らせるまちづくり

基本方向(4)ジェンダー平等を阻害する暴力の根絶

DV、性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなど、性別による差別に基づく暴力は、年齢、国籍の違い、障害の有無などを問わず、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるとともに、ジェンダー平等社会を形成していくうえで、克服すべき重要な課題です。アンケート結果では、配偶者間の行為について、身体的な暴力や性的な暴力の認識は高いものの、経済的な暴力や精神的な暴力の認識は比較的低く、どのような行為が暴力にあたるのか事例を用いて紹介するなど、DVの未然防止や被害者の早期支援につながるよう周知啓発が必要です。また、アンケートによると、交際相手からのDV(デートDV)の認知度は、中学生で3割程度であり、子どもが被害者にも加害者にもならないためには、日頃から学校現場と連携した周知・啓発が必要です。万が一、被害にあった場合には相談窓口へ適切につなげ、安心して相談できる支援体制の充実が求められます。

近年では、スマートフォンの普及により、幼少期からインターネットを通じたコミュニケーションを利用することにより、子どもが性犯罪や性被害に巻き込まれる事件も多く発生しており、子どもが性的な暴力の被害者にならないための教育、学習、啓発を推進する必要があります。

DV等の他者からは見えにくい被害を受けている方が相談につながるために、専門の相談窓口を周知するとともに、さまざまな関係機関において適切な対応と連携が図られるよう、被害者支援体制の充実を図ります。

(具体的施策)

⑨ DV等の暴力根絶に向けた意識啓発

DV、性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなど、ジェンダー平等を阻害する暴力を許さない社会づくりに向けて、市民への啓発に努めます。

⑩ 若年者に対する性的暴力の予防に向けた教育・学習の推進

子どもを含めた若年者が性的暴力の被害者にも加害者にもならないために、小・中学生を対象とした教育を実施するとともに、SNSを利用した性犯罪・性暴力の防止啓発に取り組みます。

⑪ 必要な支援につながるための相談体制の整備

DV等の被害者が安心して相談できるよう、窓口の周知を図るとともに、必要な支援を提供するための相談体制を整備します。

⑫ 被害者支援にかかる関係機関との連携強化

児童虐待防止、高齢者虐待防止、障害者虐待防止に関する施策の担当部署やそのほかの関係機関等と連携し、相互の社会資源を活用した被害者支援に取り組みます。

取組番号	取組名	取組内容	所管課
18	市民に向けたDV防止啓発事業	DV、性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなどの暴力防止に向け、講座などを通して、被害と加害の実態に関する理解を深めるとともに、DV防止法をはじめとする、関係法令などの周知を図り、男女共同参画を阻害する暴力の防止を促進する。	人権政策課

取組番号	取組名	取組内容	所管課
19	DV予防教育	男女が対等な存在であるという意識の形成や、暴力を伴わない人間関係の構築に向けて、人権尊重を基盤としたDV予防教育を行う。	人権政策課 支援教育課
20	児童虐待防止啓発	日頃から児童虐待に係る関係機関との連携に努めるとともに、児童虐待防止啓発のポスター、チラシ等の配布、市民向けおよび関係機関向けの研修会を実施する。家庭での子育ての困りごとに対応できる知識の普及や、児童虐待の発見・関わり方等に関するスキル向上を図ることで、児童虐待防止に向けた周知を行う。	まるっとこどもセンター
21	若年層に向けた性暴力の防止啓発	SNSの広がり等による若年層の性被害を含めた、性犯罪・性暴力の防止啓発、相談窓口の周知に取り組む。	人権政策課
22	性暴力の予防に向けた保育士に対する研修（児童虐待問題連絡会議研修）	男女共同参画を阻害する暴力防止への理解を深めるため、保育士に対する研修を行う。	公立保育幼稚園課 市立ひらかた子ども発達支援センター
23	性暴力の予防に向けた教職員に対する研修	子どもを含めた若年者が性的暴力の被害者にも加害者にもならないため、教職員に対し、人権および服務に関する研修を行う。	教育研修課
24	相談窓口のPR	被害者が安心して相談できるよう、相談窓口の周知を図るため、案内カードの作成、配布を行うほか、外国人市民等に向けた相談窓口の周知を行う。	人権政策課
25	スクールカウンセラー配置事業	小・中学校における相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーを配置し、児童・生徒や保護者の悩みや課題の解決に資する。その際、面前DVや子どもへの性暴力等の早期発見に努める。	児童生徒課
26	心の教室相談員配置事業	小学校の相談体制の充実を図るため、「心の教室相談員」を配置し、児童や保護者の悩みや課題の解決に資する。その際、面前DVや子どもへの性暴力の早期発見に努める。	児童生徒課
27	子どもの笑顔を守るコール事業	幼児、児童、生徒が抱える諸問題の解決や早期発見、早期対応を図るため、総合電話窓口「子どもの笑顔を守るコール」（「いじめ専用ホットライン」と「教育安心ホットライン」）を設置し、電話による教育相談を実施する。	児童生徒課
28	家庭児童相談事業	18歳までの子どもとその保護者が、子育てについて安心して相談できるよう窓口の周知を行う。また相談の中で、DV等の主訴を聞き取った場合には、必要な支援につながるよう関係機関との連携を適切に行うとともに、相談員の知識とスキルアップ等相談体制を整える。	まるっとこどもセンター

取組番号	取組名	取組内容	所管課
29	枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかた DV相談室」	DV被害者の専門相談窓口である枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかたDV相談室」において、関係機関及び市の関係部署などと連携し、被害者の人権尊重と安全確保を最優先とした支援を行う。	人権政策課
30	枚方市 DV 関係機関連絡会議	被害者の二次被害防止を含め、DV被害者に対して適切に対応するため、関係機関や関係部署で構成する枚方市DV関係機関連絡会議を設置し、連携を図るとともに、代表者及び実務者会議構成員を対象とした支援者研修を実施する。	人権政策課
31	緊急避難支援事業	緊急に保護が必要な被害者の生命と安全を守るため、大阪府や警察と連携して緊急一時保護を行う際に、必要に応じて同行支援を行うとともに、交通費等の支援を行う。	人権政策課
32	住民基本台帳事務における支援措置	被害者の安全確保に向けて適切な支援を行うため、住民基本台帳を使用する関係課間の連携強化を図る。特に被害者及びその関係者に関する情報については、適正かつ厳重な取り扱いを徹底する。	人権政策課 市民課
33	福祉制度を活用した被害者の自立支援	各種施策に基づき、必要な支援につなぎ、被害者への支援を行う。	健康福祉総合相談課
		ホームヘルプをはじめ、必要な福祉サービスの支給決定を行う。	障害支援課
		生活保護受給者が虐待やDV等の被害者に該当する際は、担当ケースワーカー等を通じて相談につながるよう取り組むとともに、関係機関と適切な連携ができるよう支援体制の充実を目指す。	生活福祉課
34	母子生活支援施設への入所	18歳未満の子どもを養育している母子を対象に、関係機関と連携しながら、母子ともに安全で安定した生活を送れるように入所決定し、その自立の促進のために生活を支援することによって、母子福祉の向上を図る。	まるっとこどもセンター

基本方向(5)様々な困難を抱える人への支援

令和6年(2024年)に施行された女性支援法では、女性が女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことを踏まえ、女性の福祉の増進を図るための支援施策を推進することとしています。アンケートによると、困難な問題を抱える女性に対する支援として、「気軽に立ち寄れる居場所の提供」や「電話相談や面談」へのニーズが高く、女性支援法について周知していくとともに、ニーズを踏まえた効果的な支援策を整えていく必要があります。

困難を解決するための情報提供や、つながりを求める方の居場所をつくるとともに、複合的な困難により、解決に向けた優先順位を整理することができない方などに寄り添い、必要な支援の窓口につなげるための体制整備に努めます。

(具体的施策)

⑬ 生活上の困難を抱える女性への支援

性的な被害、ひとり親などの家庭状況、地域社会との関係性等様々な事情により日常生活や社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性に対し、福祉と連携した必要な支援を行います。

⑭ 複合的な困難を抱える人への支援

高齢者、障害者、外国人市民等、日常生活を営む上で困難を感じることの多い市民が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるよう取り組みを進めます。

取組番号	取組名	取組内容	所管課
35	男女共生フロア・ウィルの各種相談事業	性差に基づく固定的な役割分担意識などを見直し、本人の持つ力を引き出して、自分で問題解決ができるような援助を提供するため、男女共生フロア・ウィルにおいて、女性を対象に電話相談、面接相談、法律相談及び男性のための電話相談を実施する。	人権政策課
36	困難な問題を抱える女性の相談支援	男女共生フロア・ウィルに、様々な困難を抱える女性の相談窓口を設置し、相談者に寄り添って相談に応じる。また、福祉に関する複合的な課題を抱える相談者を必要な支援につなげる。	人権政策課 健康福祉総合相談課
37	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭等の父または母や養育者とその養育する児童に対して、その児童が18歳に達した日以降における最初の3月31日までの間、その児童とその親等に関する通院、入院等の保険診療に係る自己負担分の一部を助成する。	医療助成・児童手当課
38	児童扶養手当	離婚等によるひとり親家庭等で18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者または20歳未満で政令の定める程度に障害のある者を監護する母、父または養育者に対して支給する。	医療助成・児童手当課

取組番号	取組名	取組内容	所管課
39	ひとり親家庭等への就業支援のための給付、貸付	母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金を支給する。ひとり親家庭自立支援給付金事業や、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦に対して技能取得資金、生活資金、事業開始にかかる貸し付けを行う。母子父子寡婦福祉資金の貸し付け制度を用いて就業に向けた資格取得の支援を行う。	まるっとこどもセンター
40	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦に対し、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業支援講習会、就業相談、就業情報提供などを行う。	まるっとこどもセンター
41	母子・父子自立支援員による相談支援事業	ひとり親家庭等の自立を支援するため、母子・父子自立支援員を配置し、生活の安定や自立のための各種相談、貸付事業、母子・父子自立支援プログラムの策定等を行い、必要に応じて他の支援機関につなげることにより、ひとり親家庭等の総合的、包括的な支援を行う。	まるっとこどもセンター
42	ひとり親家庭等日常生活支援事業	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦が、疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣し生活援助や子育て支援を行う。	まるっとこどもセンター
43	ひとり親家庭への保育所（園）等の利用支援（優先利用・保育料等の軽減）	既存保育所（園）の定員増や定員の弾力化を行い、保育所（園）等の入所枠を拡大し、待機児童の解消を図る。また、保育所（園）等の利用調整（選考）では、基準表における基礎点及び調整点の合計点の上位順に決定しており、ひとり親である場合は調整点を加点し入所しやすくする。	保育幼稚園入園課
44	市営住宅におけるひとり親世帯等への優先入居と府営住宅の案内	市営住宅に空き家が生じた場合はその都度、高齢者、障害者、ひとり親等の福祉世帯向けとして募集する。また、府営住宅の募集に係る案内（福祉世帯向け）を行う。	財産活用課 健康福祉政策課
45	母子父子寡婦福祉資金の貸付	母子家庭、父子家庭及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な貸付を行うことにより経済的自立の助成、生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童等の福祉の増進を図る。	まるっとこどもセンター
46	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校を卒業していないひとり親家庭の子どもまたは親が、高等学校卒業程度の認定試験の合格を目指すために講座を受講する場合に、受講終了時給付金や合格時給付金を支給する。	まるっとこどもセンター
47	保育所保育料の軽減	年収が約 360 万円未満相当のひとり親等に対して、保育所保育料の負担軽減を行う。	保育幼稚園入園課
48	養育費確保に向けた総合的な相談支援	離婚によりひとり親となった家庭の子の養育費を確保するため必要となる支援を、総合的に行う。	まるっとこどもセンター

取組番号	取組名	取組内容	所管課
49	包括的支援事業	高齢者総合相談支援拠点(地域包括支援センター)を地域に設置し、高齢者の総合相談窓口として、高齢者の介護予防や権利擁護(虐待防止を含む)等の相談に対応する。	健康づくり課
50	地域活動支援センター事業	障害者が地域で自立した生活を営めるよう、創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図り、障害者の地域生活に必要な相談や情報提供を行う。	障害企画課
51	保育所(園)等及び学校園における障害に関する相談	障害児相談、巡回相談などを通じ、障害や発達に応じた専門的な保育、療育、教育的支援を行う。	公立保育幼稚園課 市立ひらかた子ども発達支援センター 支援教育課
52	高齢者、障害者等に配慮した情報提供	広報ひらかたの点字、録音版、ホームページの音声版など、高齢者、障害者などに配慮した情報提供に努める。	広報プロモーション課
53	高齢者虐待防止啓発	地域包括支援センターが高齢者の生活に関する総合的な相談窓口となり、早期の相談につなげ、虐待への発展を防止する体制を整備する。また、講座やリーフレットの配布、地域での出前講座などを通じて高齢者虐待防止の啓発を推進する。	健康福祉総合相談課
54	障害者虐待防止啓発	障害者虐待防止センターが総合的な相談窓口となり早期の相談につなげ、虐待への発展を防止する体制を整備する。また、講座やリーフレットの配布、地域での出前講座、市ホームページへの掲載などを通じて障害者虐待防止の啓発を推進する。	障害支援課
55	外国人市民等への生活関連情報等の提供	急増する外国人市民等に対応するため、国際化施策の推進体制を整備するとともに、多言語アプリを活用した外国語での生活関連情報の提供を行う。	広報プロモーション課 人権政策課 観光交流課
56	外国人相談事業	外国人市民等が在留手続や労働、医療、福祉、出産・子育てなど、生活する上での困りごとについて、多言語で相談できる窓口を設置、運営する。	広聴相談課
57	枚方市日本語・多文化共生教室「よみかき」	日常生活において、日本語の読み書きや会話に困っている方を対象に、日本語の学習の場を提供することを目的とした枚方市日本語・多文化共生教室「よみかき」を開催する。	教育政策課
58	ふれあいサポート収集及び、大型ごみ持出しサポート収集事業	高齢者、障害者等で構成される世帯を対象に、ゴミ出しのサポートにより、日常生活の支援を行う。	環境事業課

基本方向(6)すべての人の健康保持と増進への支援

男女が互いの身体的性差を十分に理解し、互いに尊重し合い生きていくことは、ジェンダー平等社会の実現にあたっての前提となるものです。女性の妊娠、出産期は女性の健康支援にとっての大きな節目であり、妊娠、出産から子育て期までの切れ目のない支援を推進する必要があります。

男性については、男らしさのジェンダー規範により、不安や悩みを相談できない人も多く、精神面で孤立しがちです。平成31年(2019年)～令和5年(2023年)の枚方市の自殺者は男性64.6%と女性の約1.8倍となっています^{※3}。また、男女ともに生活習慣病が死因の上位を占める中、健康の保持・増進を図るためには、生活習慣を中心とする個人の行動と健康状態に焦点を当てた健康づくり(ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり)の推進が必要です。

性的マイノリティの方の場合、自認する性で対応を受けられなかったり、同性のパートナーでは同意書のサインや病状説明が認められなかったりすることを危惧して、医療機関を受診しにくくなり必要な治療を受けられないなどの困難があります。多様な性の在り方が十分考慮された適切な医療を受けられるような配慮が必要となります。

また、女性が性や生殖に関する健康を享受し、妊娠・出産について、自ら意思決定を行う権利となる、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)について、理解促進に努めます。

(具体的施策)

⑤ ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

女性の妊娠、出産期など、ライフステージに応じた健康づくりの支援に加え、すべての人の生涯を経時的に捉えたライフコースアプローチを踏まえた健康づくりを進めます。

⑥ リプロダクティブ・ヘルス/ライツへの理解促進

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進を図るとともに、性と生殖について女性が自己決定する力を養うことができるよう、啓発に取り組みます。

取組番号	取組名	取組内容	所管課
59	健康づくり推進事業	健康づくりの知識の啓発及び実践等を通して、健康意識の向上を図り、市民の健康づくりを支援する。	健康づくり課
60	健康教育事業、健康相談事業	健康の保持増進を目的として、健康に関する正しい知識の普及や支援を行う。	健康づくり課
61	住民健康診査事業	15歳から39歳以下で健診を受ける機会のない人や40歳以上で医療保険に加入していない人を対象に、住民健康診査を行う。	健康づくり課
62	特定健康診査・特定保健指導事業	メタボリックシンドロームに着目した健康診査の実施及び健診結果に基づく保健指導を行う。	健康づくり課
63	がん対策事業	がん検診の受診率向上を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及を図る。	健康づくり課

※3 地域自殺実態プロファイル 2024

取組番号	取組名	取組内容	所管課
64	自殺予防対策事業	専門研修を修了した相談員による自殺予防相談専用電話「ひらかたいのちのホットライン」の実施、自殺のサインに早期に気づき、対応するゲートキーパー養成のほか、心のサポーターの養成、自殺予防に関わる情報提供、啓発を行う。	保健医療課
65	こころの健康相談	医師、精神保健福祉士、保健師、ケースワーカーによる、統合失調症、うつ病、認知症、アルコール依存症などの精神疾患、ひきこもりなどについての相談を行う。	保健医療課
66	妊産婦健康診査事業、妊産婦歯科健康診査事業	妊産婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠、出産ができる体制を確保するため、妊産婦健康診査及び妊産婦歯科健康診査の費用助成を行う。	まるっとこどもセンター
67	マタニティスクール	妊婦とその家族に対して妊娠、分娩、育児について正しい知識を普及する。	まるっとこどもセンター
68	母子訪問指導事業（妊産婦訪問、新生児・乳幼児訪問、乳幼児健診未受診者訪問等）	家庭訪問により、妊産婦及び乳幼児の保護者の子育てに関する相談に応じ、子どもに対する理解を深め、疾病の予防や母と子どもの健康の保持増進に努める。また、地域で孤立している母親の育児不安の解消などに対して、生活の場である家庭でより丁寧な個別指導を行うことで、安心して健全な子育てができるよう支援する。周産期からのハイリスク母子を早期に確実に把握し、支援する体制を充実させるために、医療機関等関係機関との連携を図る。	まるっとこどもセンター
69	産後ママ安心ケアサービス	産婦とその子を対象に、産科医療機関と助産所でショートステイ（宿泊型）、デイサービス（日帰り型）、アウトリーチ（居宅訪問型）のサービスを提供することで、助産師等による心身のケアや育児に関する相談支援を行う。	まるっとこどもセンター
70	女性外来	女性医師が、思春期の悩みや相談、妊娠・出産期の問題、乳がん、子宮がん、更年期に伴う症状まであらゆる女性の病気について総合的に初期診療を行う。	市立ひらかた病院 医療相談・連携室
71	介護予防普及啓発事業	高齢者の健康に対する意識を高めるため、啓発をはじめ、健康づくり、介護予防に関する教室の開催等を行う。	健康づくり課
72	生理や更年期に関する理解促進と支援の充実	生理や更年期に関する理解の促進を図るとともに、生理用品の配置や配布、関係機関と連携した情報提供等により、生理や更年期に伴う心身の変化への配慮を行う。	人権政策課
73	性感染症の予防啓発	性感染症に関する正しい知識の普及啓発を行う。	保健予防課
74	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発や情報提供を行う。	人権政策課

基本目標3 あらゆる分野におけるジェンダー平等の推進

基本方向(7) 政策及び方針決定過程におけるジェンダー平等の推進

誰もが住みやすいまちづくりを進めていくためには、男女がともに、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく参画することが求められます。そのためには、女性が参画しやすくなるための環境整備や人材育成の取り組みが重要です。本市の管理職に占める女性職員比率は、上昇傾向にあるものの、役職ごとにみるといまだ構成比率に差がみられ、仕事と家庭を両立しながらキャリアアップを目指すことのできる環境の整備とともに、女性職員の意欲向上に努める必要があります。

政策及び方針決定過程への女性の参画促進については、ジェンダー平等の現状を示す重要な指標であることから、市の審議会等委員や管理職への女性参画のさらなる拡大を図ります。また、女性の登用促進に向けては、人材情報を広く収集するとともに、職員研修を充実させるなど、人材の育成に取り組みます。

(具体的施策)

⑰ 市の審議会等における女性の参画拡大

市の審議会等の委員に占める女性委員数の比率については、全体比率ではなく、審議会ごとに目標を35.0%以上とし、すべての審議会等で、性別のバランスが偏ることのない構成を達成できるように取り組みます。

⑱ 市や教育機関等における女性の登用促進

市や教育機関等の管理職における女性割合の上昇のため、ワーク・ライフ・バランスの実現等、登用拡大に向けた取り組みを積極的に推進します。

取組番号	取組名	取組内容	所管課
75	枚方市防災会議の女性委員比率の向上	各機関・団体に委員推薦を依頼する際に、依頼文に女性を積極的に推薦いただくよう記載することに加え、別途、男女共同参画計画にかかる趣旨説明文を同封することにより、女性委員比率の向上を目指す。	危機管理政策課
76	審議会の女性委員比率の向上	すべての審議会等の女性委員比率が35.0%以上となるように取り組み、どちらかの性に偏ることのない構成の達成を目指す。	全課
77	職員の能力開発	市職員の男女構成のバランスを図るため、職域の拡大、能力開発に取り組む。	人事課
78	管理職に占める女性職員比率の向上	多様な視点を施策構築等に活かすため、市政の方針の決定に重要な役割を担う管理職への女性職員の登用をさらに推進し、市民サービスの維持、向上を図る。	人事課
79	学校における方針決定の場への女性参画の促進	学校運営において、女性管理職の割合の増加及び首席、主任への積極的な活用など、学校における方針決定の場への女性の参画を促進する。	教職員課

基本方向(8) 仕事と家庭生活における男女の均等な機会及び待遇の確保

ジェンダー平等社会の実現に向けては、だれもが人生の各段階に応じて、仕事、家庭生活、地域社会、個人の自己啓発などの活動について、自らが希望するバランスで実現できることが重要です。女性が自身の価値観やライフプランにあったキャリアを築くためには、男性の家事・育児、介護への参画が必要となります。アンケートによると、男性の育児休業取得には収入の減少や育児に関する知識や情報が乏しいことに不安を感じる方が多く、男性の育児休業や介護休業の取得促進には、給付制度をはじめ育児や介護のさまざまな支援制度について情報提供を充実し、安心して休業取得を選択できる環境を整えていく必要があります。

また、若年層へのアンケート結果によると、固定的な性別役割分担に同感しない人が一般調査に比べて多いものの、将来、組織の意思決定ができる職を希望する女性は男性と比較して少なく、「わからない」と回答する人が4割となっています。経営者や組織の管理職として活躍する女性など様々なロールモデルを示し、若者の豊かなキャリアビジョンの形成につなげていく支援が必要です。

男女が共に安心して家事、育児、介護などの家庭的責任を担い、主体的に生活することができるよう、子育てや介護への支援に取り組みます。

(具体的施策)

① 仕事と子育て・介護の両立支援の推進

仕事と子育て・介護の両立支援を図るため、保育サービスや留守家庭児童会室事業の充実、介護負担を軽減するための支援に取り組みます。

② 職業生活における女性の活躍支援

就業・起業・再就業に向けた職業能力開発の支援、相談、情報提供体制の整備を推進するとともに、若年層に向けたキャリア形成に関する啓発及び女性活躍推進法の周知に努めます。

③ ワーク・ライフ・バランスの実現

事業者・労働者などに対し、育児・介護休業制度の周知と利用促進に向けた啓発を行い、市においては長時間労働の抑制と育児・介護にかかる休暇等を職員の性別にかかわらず取得できるよう取り組みを推進します。

取組番号	取組名	取組内容	所管課
80	子ども医療費助成事業	0歳から18歳に達した日以降における最初の3月31日までの子どもの医療費の一部について助成を行う。	医療助成・児童手当課
81	就学援助費	経済的理由により就学が困難な児童、生徒の保護者に対し、学用品費など負担すべき費用について必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図る。	学校支援課
82	児童手当	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、高校生年代までの児童を対象に手当を支給する。	医療助成・児童手当課
83	通常保育事業	引き続き待機児童の解消が図られるよう、既存施設の活用を図るなど、様々な手法により取り組みを進めていく。	私立保育幼稚園課

取組番号	取組名	取組内容	所管課
84	一時預かり事業	保護者の入院、傷病等に伴う緊急・一時的な保育需要及び育児疲れの解消等を目的とした利用希望に応えるとともに、短時間就労により、保護者等による保育が困難な児童の受け入れを行い、保育所(園)等への入所を待つ待機児童の解消の一助とする。また、認定こども園や公立幼稚園での在園児(1号)を対象とした預かり保育を行う。	私立保育幼稚園課 公立保育幼稚園課
85	子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	保護者の疾病、出産、出張など家庭での子どもの養育が一時的に困難な場合や、育児疲れ等のリフレッシュのために一時的に子どもを施設において預かり養育、保護を行う。	まるっとこどもセンター
86	低年齢児保育事業	産休、育休明け保育の充実を図り、仕事と子育ての両立を支援するため、満3歳未満児の定員枠の拡大により、全定員の41%以上の受け入れ枠の確保を目指す取り組みや小規模保育事業の新設を行う。	私立保育幼稚園課
87	延長保育事業	勤務形態の多様化による延長保育の需要に対応するため、保育所(園)等において、午後7時までの延長保育を行い、一部の私立保育所(園)では、午後7時を超える延長保育にも対応する。	私立保育幼稚園課 公立保育幼稚園課
88	夜間・休日保育事業	勤務形態の多様化に対応するため、保護者の就労などにより夜間の保育を必要とする児童に対する夜間保育、また、日曜、祝日など休日の保育ニーズに対応する休日保育を行う。	私立保育幼稚園課
89	病児保育事業	保育所(園)や認定こども園等に通所中の児童等が集団保育の困難な期間、小児科のある医療機関で当該児童等の保育と看護を行う。また、保育所(園)や認定こども園、子ども発達支援センターにおいて、体調が悪くなった児童に対する保育体制の充実を図る。	私立保育幼稚園課 公立保育幼稚園課 市立ひらかた子ども発達支援センター
90	ファミリーサポートセンター事業	育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者が相互援助活動を行うファミリーサポートセンターにおいて、会員組織の活動をより一層推進するため、会員増に努めるとともに、フォローアップ講座の実施などにより活動しやすい体制を作る。	私立保育幼稚園課
91	保育サービス利用者支援事業	個々の保育ニーズへのきめ細かな対応を目指し、保育コンシェルジュを配置するなど、相談体制を充実する。	保育幼稚園入園課
92	放課後児童健全育成事業	留守家庭児童会室において、保護者の就労等により保育を必要とする小学生児童の放課後の遊び、生活の場を提供し、その健全育成を図ることを目的に実施する。	放課後子ども課

取組番号	取組名	取組内容	所管課
93	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全家庭の訪問を行い、育児に関する不安などの相談、情報提供、乳児とその保護者の心身の状況と養育環境の把握などを行う。	まるっとこどもセンター
94	地域子育て支援事業	私立保育所(園)、認定こども園が保育を通じて蓄積している子どもの育ちや子育てに関する知識、技術などを生かし、地域の子育て家庭等に対し各種事業の実施を通じて必要な相談、指導、助言や気になる子どもへの支援などを行い、地域に密着した園として保育、子育て支援機能の一層の充実を図る。	私立保育幼稚園課
95	高齢者保健福祉施策に関する情報提供体制の強化	介護保険をはじめとする高齢者保健福祉施策に関する情報について、高齢者サービス利用の手引きやパンフレットなどを発行する。また、ホームページ等を活用し、介護者同士の交流に関する情報提供を行う。外国人への情報提供については、大阪府が発行する外国語版の介護保険制度のパンフレットなどを活用する。	健康福祉政策課 健康福祉総合相談課 介護認定給付課 健康づくり課
96	ハラスメントの防止に関する取り組み	庁内、学校、事業所等に対してセクシュアル・ハラスメントやマタニティハラスメントをはじめ、あらゆるハラスメントに対する防止啓発や対応策の確立に向けた支援を行う。	人権政策課 コンプライアンス推進課 教職員課
97	創業支援	地域活性化支援センターにおいて、体験談や事例を学べるカフェ形式の交流会、専門アドバイザーによる創業相談、創業のノウハウを学ぶセミナーの実施、インキュベートルーム・シェアオフィス・コワーキングスペースの貸出、事務所家賃の補助など、創業の各段階における支援を行う。	商工振興課
98	地域就労支援事業	障害者、母子家庭の母、父子家庭の父、中高年齢者など、働く意欲がありながら様々な就労阻害要因のために就労できない就職困難者等に対して、就労相談、情報提供、能力開発研修の実施など就労支援を行う。	商工振興課
99	女性活躍推進法の周知	女性活躍推進法の周知を図る。	人権政策課 商工振興課
100	女性の採用、職域拡大などに関する啓発や相談窓口の周知	男女間の格差を解消するための取り組みとして、労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法、労働者派遣法などの関係法令、えるぼし・くるみん等の関連制度の周知を図るとともに、リーフレットなどを活用したポジティブアクションに関する啓発を行う。また、労働に関する相談窓口となる、労働局雇用環境・均等部、大阪府労働相談センターなどの周知を図る。	人権政策課 商工振興課

取組番号	取組名	取組内容	所管課
101	業務委託における総合評価落札方式の入札を適用することによる、男女共同参画に関する事業者への啓発	市が発注する業務委託の一部において、委託業務総合評価一般競争入札の落札者決定基準に、仕事と子育ての両立支援やあらゆるハラスメント防止対策など男女共同参画の視点に立った項目を設定して評価を行う。	契約検査課
102	民間事業所における女性の登用促進に向けた取り組み	民間事業所における女性の登用促進に向け、啓発などの取り組みを大阪府等と連携して推進する。	人権政策課 商工振興課
103	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発及び法令や制度の周知	市民や市内事業所及び庁内において、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発を行うとともに、労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法、次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法や制度の周知を図る。	人権政策課 人事課 職員課 教職員課
104	市の男性職員の育休取得促進	市職員の長時間労働の抑制を推進するとともに、配偶者の就労状況に関わらず、子どもがいる男性職員が育児に伴う休暇・休業を取得できるよう、制度の周知と職場環境づくりを推進する。	人事課 職員課

基本方向(9) 地域におけるジェンダー平等の推進

少子高齢化、人口減少の進行や人々のライフスタイルが多様化する中、地域を取り巻く環境は急速に変わってきています。こうした変化は今後一層進むことが見込まれており、防災、防犯、福祉、環境保全など、様々な地域活動において、ジェンダー平等の視点に立ち、取り組むことが重要です。ジェンダー平等の裾野を広げるためには、地域で活動する市民団体と協働した啓発活動などにも取り組む必要があります。

また、近年大規模な災害が頻発している中、ジェンダー平等の視点を、防災や減災に取り入れることの重要性が認識されています。令和2年(2020年)5月には、内閣府で「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」が策定され、「女性は防災・復興の「主体的な担い手」である」、「男女共同参画担当部局・男女共同参画センターの役割を位置づける」などの方針が示されています。一方、枚方市防災会議の女性委員の割合は、令和6年度(2024年度)で12.8%にとどまっています。災害から受ける影響は男女で違いが生じることに配慮し、ジェンダー平等の視点から事前の備え、避難所運営、被害者支援などを実施し、地域の防災力を向上させるため、防災分野への女性の参画推進に努めます。

(具体的施策)

㉔ 地域活動におけるジェンダー平等の推進

地域のボランティアやNPOなどによる活動を通じて、地域活動へのジェンダー平等の推進に取り組みます。

㉕ 地域防災におけるジェンダー平等視点の確保

防災に関する政策及び方針決定過程における女性の参画を推進するとともに、災害に関する対応マニュアル等の作成、避難所運営においてジェンダー平等の視点を踏まえ取り組みます。

取組番号	取組名	取組内容	所管課
105	PTA 活動における男女共同参画の促進	男女ともに PTA 活動への参画を促し、男女共同参画の視点に立った活動を促進する。	学校支援課
106	地域活動への男女双方の参画の促進	多様な視点を取り入れて地域力を強化するため、地域のボランティアや NPO などによる地域活動においては、男女双方の参画の必要性を踏まえ、その啓発に取り組む。	市民活動課
107	男女共生フロア・ウィル団体登録制度	市内で活動する男女共同参画に資する活動を行う市民団体の活動支援を行い、団体に対して男女共同参画に関する知識や情報を提供することにより、幅広い市民の男女共同参画意識の醸成を図る。	人権政策課
108	男女共同参画の視点を踏まえた災害対応マニュアルの作成	男女共同参画の視点を踏まえ、避難所運営マニュアル、自主防災組織活動マニュアルなどの各種対応マニュアルを必要に応じて作成、改訂する。	危機管理対策推進課
109	男女共同参画の視点を踏まえた避難所運営をはじめとした防災体制の強化	防災における男女共同参画の視点の重要性について、避難所運営の中心となる各校区自主防災組織代表者等に向けた普及啓発の実施。	危機管理対策推進課

Ⅲ 第4次枚方市男女共同参画計画指標

第4次枚方市男女共同参画計画を実効性のあるものとするため、計画の基本目標ごとに、取り組みの進捗を測る指標を設定し、目標を示します。

基本目標Ⅰ ジェンダー平等社会の実現に向けた基盤の整備

指標番号	指標	現状値 令和6年度 (2024年度)	目標値 令和16年度 (2034年度)	所管課
指標1	社会全体で男女が平等であると思う人の割合	女性 13.3% 男性 20.6%	① 30% ② 男女差縮小	人権政策課
指標2	「男は仕事、女は家庭」という考えに「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」人の割合	女性 78.6% 男性 60.9%	① 85% ② 男女差縮小	人権政策課
指標3	「子どもが小さいうちは、母親は仕事をしないで、子どもの世話をしたほうがよい」という考えに「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」人の割合	女性 51.8% 男性 39.1%	① 70% ② 男女差縮小	人権政策課
指標4	お金を稼ぐ仕事を「男の人と女の人が協力してするのがよい」と考える中学生の割合	女子 76.8% 男子 59.9%	90%	人権政策課
指標5	「男女共同参画社会」という言葉を「見たり聞いたりしたことがある」人の割合	女性 65.8% 男性 79.4%	90%	人権政策課
指標6	「男女共生フロア・ウィル」という言葉を見たり聞いたりしたことがある人の割合	女性 12.4% 男性 9.3%	20%	人権政策課
指標7	枚方市の性的マイノリティ支援施策を一つも知らない人の割合	女性 62.0% 男性 71.8%	50%	人権政策課

(上記の割合は、男女共同参画に関する市民アンケート調査による数値)

基本目標2 だれもが安全・安心に暮らせるまちづくり

指標番号	指標	現状値 令和6年度 (2024年度)	目標値 令和16年度 (2034年度)	所管課
指標8	配偶者・パートナーや恋人からの暴力に関して、どんな理由があろうと暴力をふるう人が悪いと考える人の割合※1	女性 82.4% 男性 67.3%	85%	人権政策課
指標9	男女交際について、「メッセージの返信が遅いといつも怒る」行為を変だと思う中学生の割合※1	女子 68.4% 男子 68.4%	85%	人権政策課
指標10	「デートDV」という言葉を知っていると答えた中学生の割合※1	女子 63.8% 男子 61.1%	80%	人権政策課
指標11	配偶者から身体的暴力、精神的暴力、性的暴力を受けたことがある人の割合※1	(身体的暴力) 女性 9.5% 男性 5.2% (精神的暴力) 女性 18.3% 男性 11.7% (性的暴力) 女性 9.3% 男性 2.8%	減少	人権政策課
指標12	「ひらかたDV相談室」という言葉を見たり聞いたりしたことがある人の割合※1	女性 38.2% 男性 29.8%	50%	人権政策課
指標13	男女共生フロア・ウィルでの相談件数	45件	150件	人権政策課
指標14	健康寿命※2	女性84.1歳 男性79.9歳 (令和5年度)	平均寿命の増加 分を上回る健康 寿命の増加	健康づくり課
指標15	枚方市は安心して子育てできる環境が整っていると感じている人の割合※3	45.7%	計画期間中毎年 度前年度割合を 上回る増加	企画課

※1 男女共同参画に関する市民アンケート調査による数値

※2 国が示す健康寿命は、3年に1度の国民生活基礎調査において調査している「日常生活に制限のない期間の平均」を用いており、全国及び都道府県単位のデータ。本市の健康寿命は、大阪府が提供している介護保険の要介護認定者数から「要介護2～5を不健康な状態、それ以外を健康な状態」として算出した市町村単位のデータとなる。

※3 市民意識調査による数値

基本目標3 あらゆる分野におけるジェンダー平等の推進

指標 番号	指標	現状値 令和6年度 (2024年度)	目標値 令和16年度 (2034年度)	所管課
指標16	市職員における男性職員の育児休業(2週間以上)の取得率	74.0%	100%	職員課
指標17	市役所における管理職の女性割合	28.1%	35%	人事課
指標18	女性委員比率が35%を達成している審議会の割合	55.6%	70%	人権政策課
指標19	枚方市防災会議の委員に占める女性の割合	12.8%	30%	危機管理政策課

(上記の割合は、実数に基づく数値)

第4次枚方市男女共同参画計画アクションプログラム

令和8年度(2026年度)～令和17年度(2035年度)

令和8年(2026年)4月

発行 枚方市 市長公室人権政策課

〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号

電話 072-841-1221(代表)

ファクス 072-841-1700

E-mail jinken@city.hirakata.osaka.jp
